

藤沢市青少年会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市条例第29号

藤沢市青少年会館条例の一部を改正する条例

藤沢市青少年会館条例（平成3年藤沢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	500円	を	「	600円	に改める。
		200円			300円	
		200円			300円	
		200円			300円	
		150円			200円	
		500円			600円	
		200円			300円	
		300円			300円	
		160円			200円	
		400円			500円	
		」			」	

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市青少年会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた青少年会館の施設の使用に係る使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた青少年会館の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。